　　　おおい町若者出会い・交流応援事業実施要綱

平成２８年４月１日

告示第　　１５２号

改正　平成３０年１月３１日告示第２５号

（目的）

第１条　この要綱は、未婚の若者の出会いの場を積極的に創出するイベントを企画し、実施した者等に対して補助金を交付することにより、結婚を望む若者が自分にあった相手を見つけることができる機会を増やし、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

（事業の実施）

第２条　事業の実施にあたっては、おおい町補助金交付規則（平成１８年おおい町規則第３２号）及びおおい町住民福祉課所管補助金等交付要綱（平成１８年おおい町告示第１９号）に定めるもののほか、本要綱により実施するものとする。

（事業主体）

第３条　事業主体は、県内に住所を有する個人、団体または企業等で、町長が適当と認める団体等とする。

（対象事業）

第４条　この要綱における対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

　（１）２０歳以上の未婚の男女が出会うためのイベント・交流会等（以下、「イベント等」

という。）を企画し、実施すること。

　（２）イベント等の参加者が１０人以上で、参加者のうち過半数以上の町内在住者が見込

まれること。

　（３）参加者が男女同数であることを目標とすること。

　（４）営利を目的としないこと。

　（５）政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としないこと。

　（６）公序良俗に反する行為が含まれないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、別表のとおりとする。

　（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の合計額（参加料等の収入がある事業においては、当該収入を補助対象外経費に充当し、なお残額が生じるときは、その残額を補助対象経費から控除した額）と１人あたり１５，０００円に参加者数を乗じた額のいずれか低い額とし、１事業につき３００，０００円を限度額とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 当該事業を中止したとき。

（２） 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。

（３） 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則（平成３０年１月３１日告示第２５号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 内容 |
| 報償費 | 講師等謝金 |
| 旅費 | イベント開催日の運営に要する参加者等の交通費及び宿泊費 |
| 消耗品費 | 事業に使用する消耗品（ゲームに係る消耗品等を含む） |
| 食糧費 | 参加者のための町内飲食店における食事等に係る費用及び町内店舗における食糧等の購入費用（１人あたり３，０００円を上限とする） |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター等の印刷製本費 |
| 通信運搬費 | 郵便料等 |
| 手数料 | 振込手数料等 |
| 保険料 | 事業開催にかかる保険料 |
| 委託料 | 事業開催にかかる委託料（事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象） |
| 使用料及び賃借料 | 会場、資機材等借上料の経費 |
| その他 | 町長が必要かつ適用と認める経費 |